

○財務省告示第五百二十三号
 省令第三十号（第六條第一項の規定に基づき、平成十五年七月二十二日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。）

平成十五年七月十八日

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 発行額	六 払込金額	七 最低額	八 振替単位
利付国庫債券（二年）（第二百十回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律（平成十五年法律第十八号）第二条第一項	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集	額面金額で千億円	うち、財政法第四条第一項の規定に基づき、発行する利付国債の額は、千億三千五百円	千億二千五百円	振替法の規定による振替口座簿

十九日
発行
集価
利率
の経過
利子の
払い
込み

の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。
平成十五年七月二十二日
額面金額百円につき百円十二銭
○・一パーセント
（一）日本郵政公社総裁は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第十九号の規定する期日に払い込むものとす。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{2}{365}$$

十三
初期
利子

（二）発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記（一）の算式により算出した金額から当該金額の百分の二十を乗じた金額（以下「当分の金額」といふ。）を控除する。このことができる。とす。
（一）たが、外国に居住する者が、非居住者に居住する者が、非居住者である場合に、その所得は、前記（一）の算式により算出した金額に、外国法人が適用を受ける所得を乗じた金額を控除する。このことができる。とす。
（二）たが、外国に居住する者が、非居住者である場合に、その所得は、前記（一）の算式により算出した金額に、外国法人が適用を受ける所得を乗じた金額を控除する。このことができる。とす。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.1}{2} \times 1$$

十四	第二 期の 利息 以後	償還 期限	償還 金額	元金 支額	払込 場所 間	募集 期間	十九
十四	毎 年 一 月 二 十 日 及 び 七 月 二 十 日	て、 その 日以 前 六 月 間 に 属 す る	利 子 を 支 払 う 。	平 成 十 七 年 七 月 二 十 日	日 本 銀 行	平 成 十 五 年 七 月 一 日 か ら 平 成 十	平 成 十 五 年 七 月 二 十 二 日